

## 渋川都市計画道路の変更（群馬県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・10 号八幡前坂下線の名称を 3・5・10 号八幡前線に改め、3・5・10 号八幡前線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・10	八幡前線	渋川市 渋川 字八幡前	渋川市 渋川 字元宿	渋川市 渋川	約 700m	地表式	2車線	12m	幹線街路と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・6・19	関屋橋線	渋川市 伊香保町 伊香保 字雷ノ塚	渋川市 伊香保町 伊香保 字香湯	渋川市 伊香保町 伊香保	約 840m	地表式	2車線	8m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・6・20 号伊香保中之条線を廃止する。

## 理 由 書

渋川都市計画道路 3・5・10 号八幡前坂下線は、主要地方道渋川松井田線の一部を構成し、市街地を東西に横断する幹線街路である。3・6・19 号関屋橋線、3・6・20 号伊香保中之条線は、伊香保地区の市街地内を連絡する幹線街路である。

渋川市では、人口減少及び少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応するため、未整備区間を対象に都市計画道路の見直しを行った。この結果、都市計画道路 3・5・10 号八幡前坂下線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけがなくなり、市街地形成に係る機能について必要性が低下したため、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため一部区間を廃止する。

3・6・19 号関屋橋線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけ及び必要性については変わらないが、実現性の検証において急勾配な地形の制約により、縦断線形で不整合があるため、不整合な区間を主要地方道渋川松井田線の位置に変更し、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため一部区間を変更する。

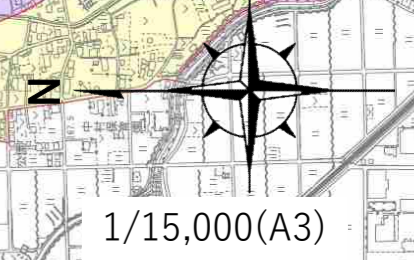
3・6・20 号伊香保中之条線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけ及び必要性については変わらないが、昭和 33 年の当初決定後に一般県道伊香保村上線が整備されたことにより、その機能を代替でき、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため全線廃止する。

# 総括図(1/2)

渋川伊香保IC

3.5.25号 坂下線 W=12m L=440m 2車線 追加 (市決定)

3.5.13号 金井東線 W=12m L=1,060m (市決定)  
廃止 (市決定)



渋川駅

3.4.5号 金井新町高源地線 W=20m L=3,640m (県決定)  
3.4.5号 金井新町高源地線 W=20m L=3,030m 2車線 (市決定)

3.5.10号 八幡前坂下線 W=12m L=1,860m (県決定)  
3.5.10号 八幡前線 W=12m L= 700m 2車線 (県決定)

3.5.8号 石原並木町線 W=12m L=1,230m (市決定)  
3.5.8号 石原並木町線 W=12m L= 980m 2車線 (市決定)

凡例	
変更後	— (Red line)
変更前	— (Yellow line)
変更しない区間	— (Blue line)

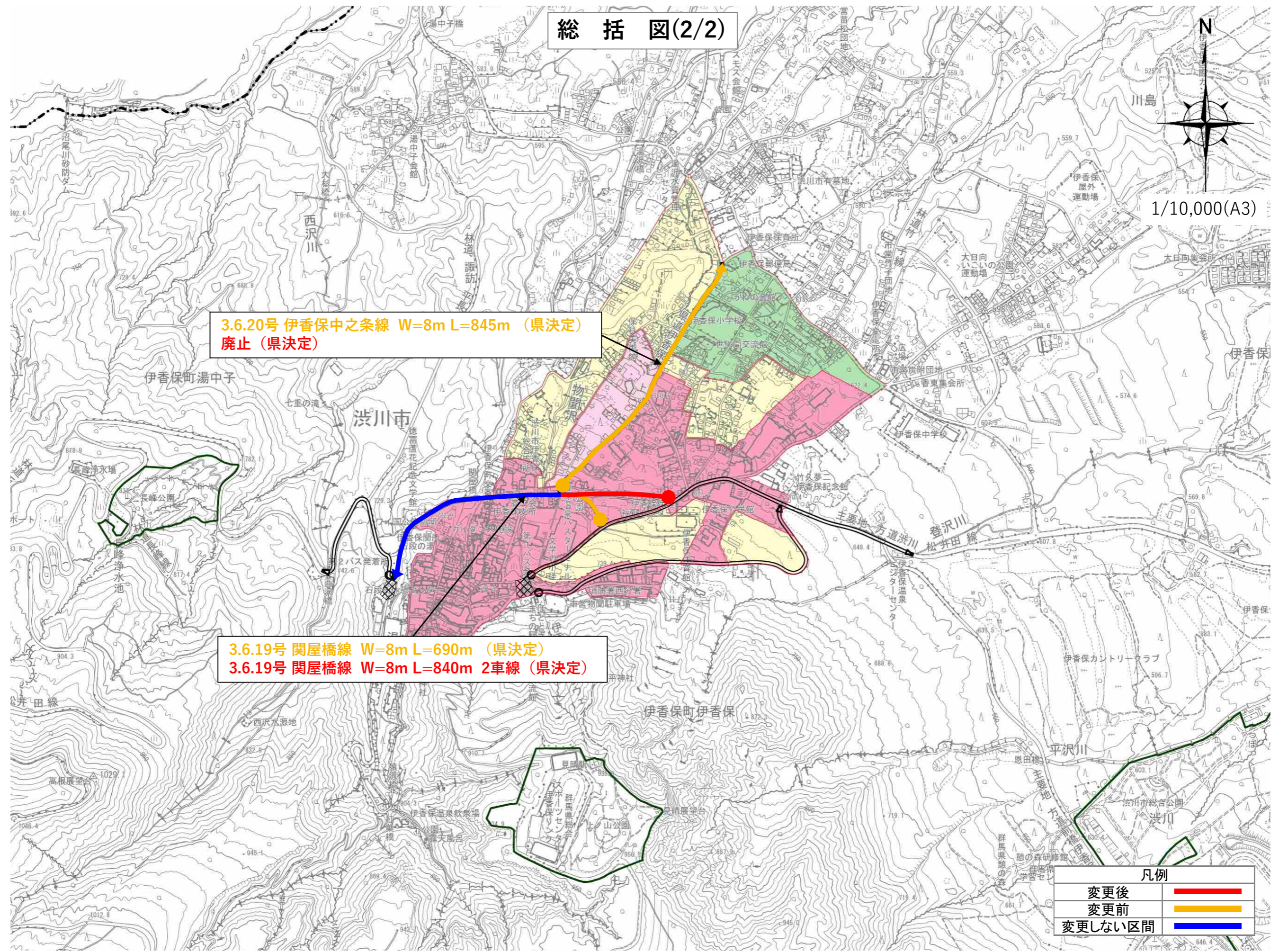
# 総括図(2/2)



3.6.20号 伊香保中之条線 W=8m L=845m (県決定)  
廃止 (県決定)

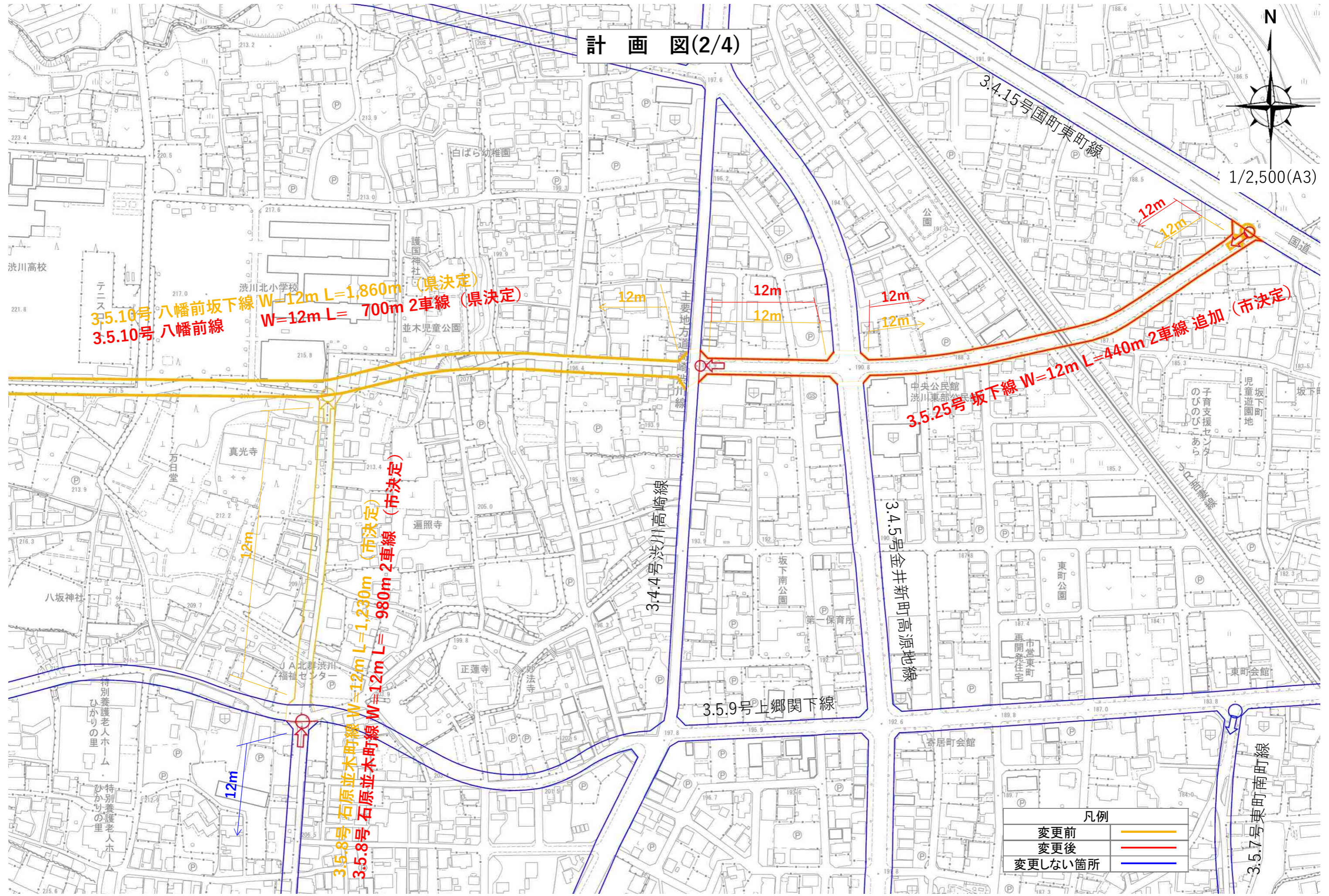
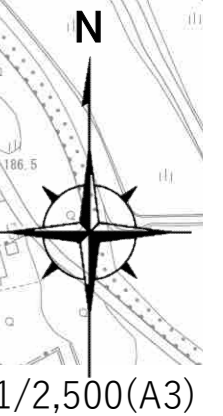
3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=690m (県決定)  
3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=840m 2車線 (県決定)

凡例	
変更後	<span style="color: red;">—</span>
変更前	<span style="color: yellow;">—</span>
変更しない区間	<span style="color: blue;">—</span>





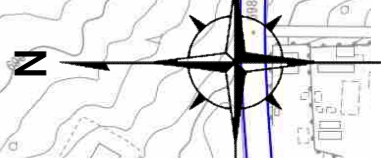
計 画 図(2/4)



凡例

変更前	— (Yellow line)
変更後	— (Red line)
変更しない箇所	— (Blue line)

計 画 図(3/4)



1/2,500(A3)

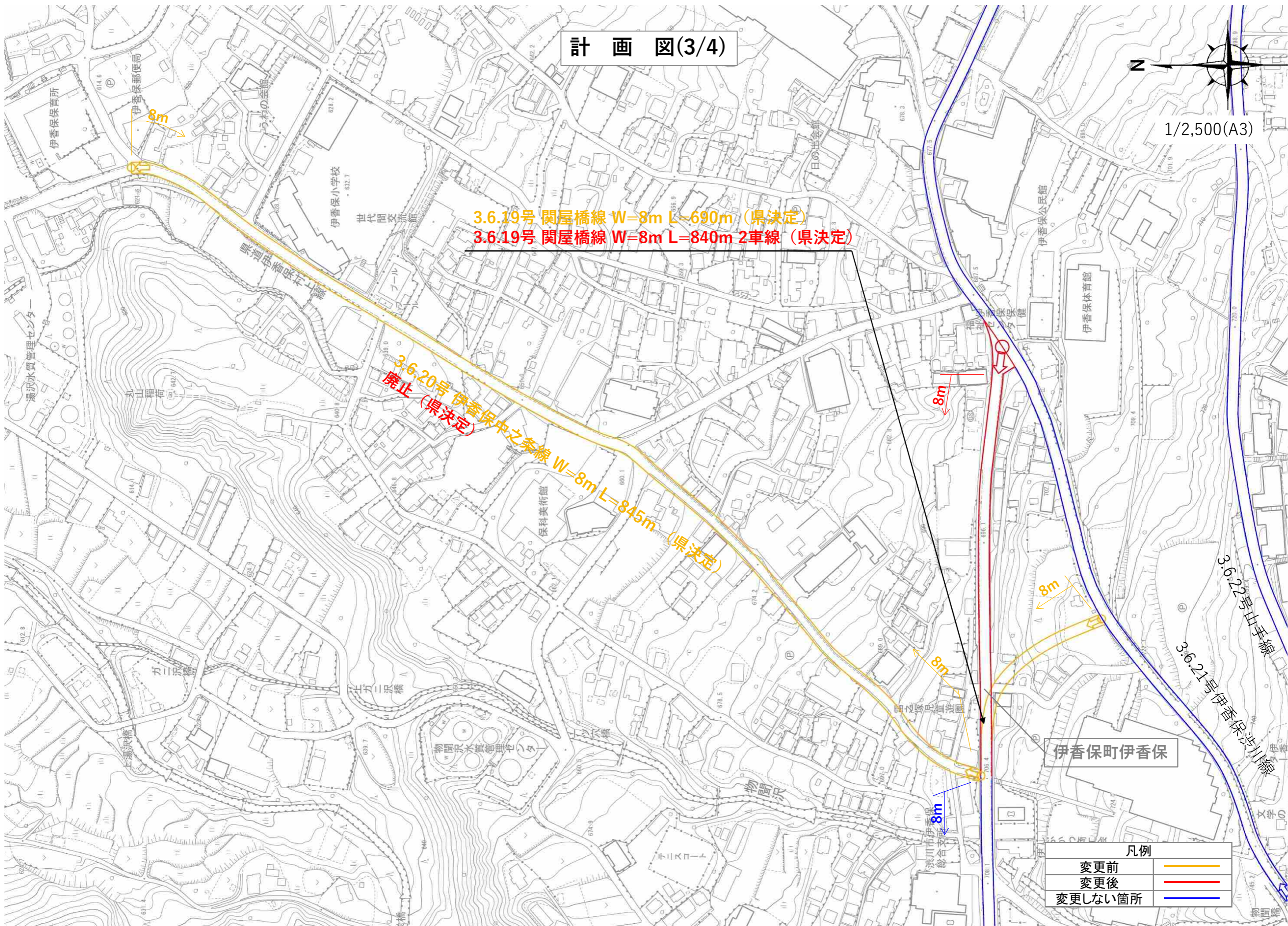
3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=690m (県決定)

3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=840m 2車線 (県決定)

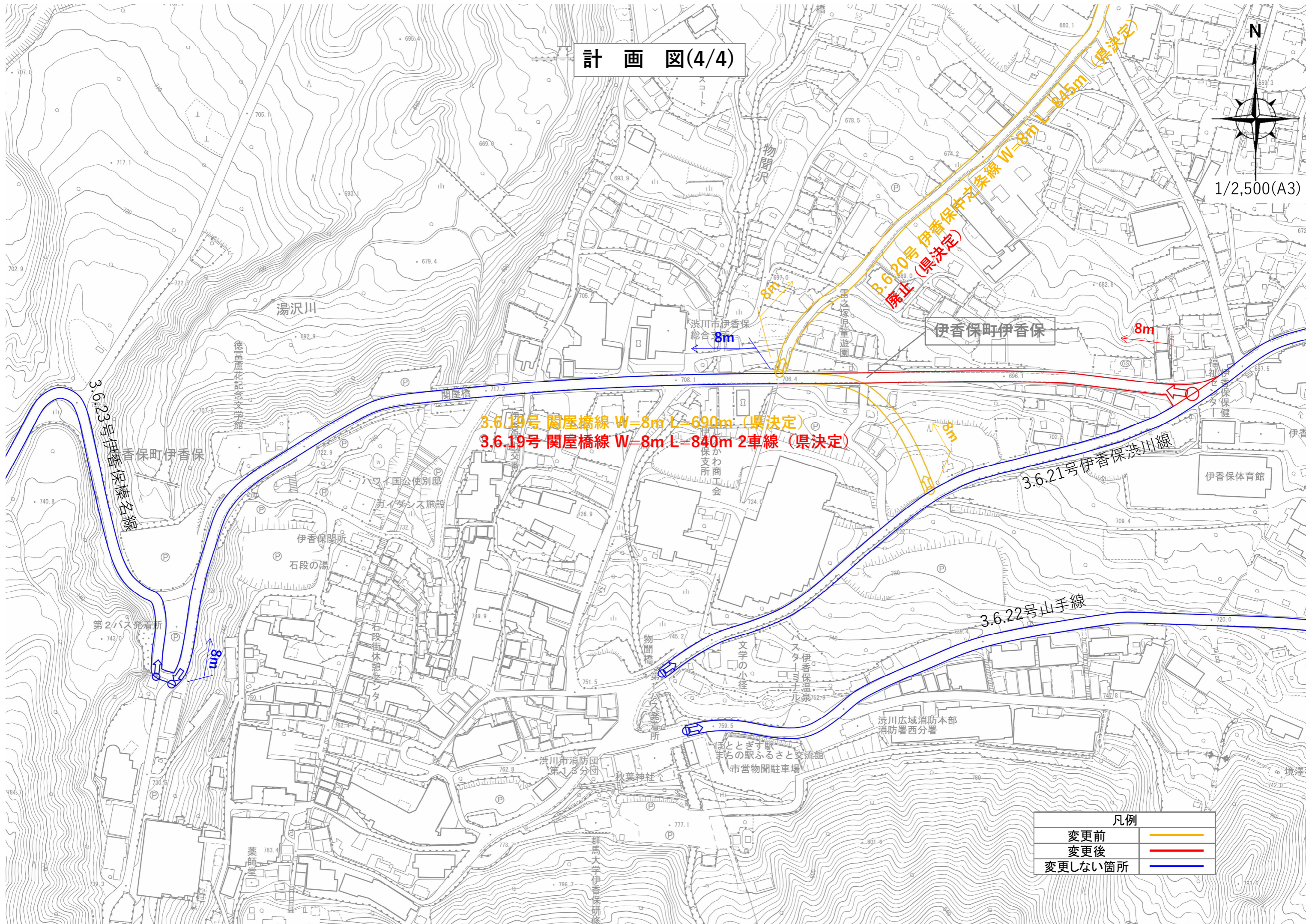
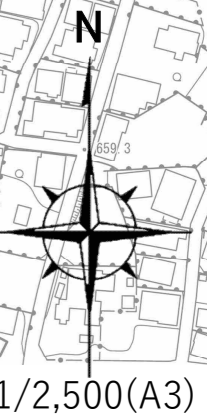
3.6.20号 伊香保中之条線 W=8m L=845m (県決定)  
 廃止 (県決定)

伊香保町伊香保

凡例	
変更前	— (Yellow line)
変更後	— (Red line)
変更しない箇所	— (Blue line)



# 計 画 図(4/4)



3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=690m (県決定)  
 3.6.19号 関屋橋線 W=8m L=840m 2車線 (県決定)

3.6.20号 伊香保中之条線 W=8m L=845m (県決定)  
 廃止 (県決定)

3.6.22号 山手線

凡例	
変更前	— (Yellow line)
変更後	— (Red line)
変更しない箇所	— (Blue line)